

鑑定業務に従事する者の指定に関する規程

平成6年9月1日

訓令甲第28号

存続期間

〔沿革〕 平成21年3月 訓令甲第3号(い)改正

(目的)

第1条 この規程は、鑑定業務に従事する者の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(鑑定業務を行う所属及び指定する名称)

第2条 刑事部鑑識課に鑑定官及び研究員を、警視庁科学捜査研究所、警視庁捜査支援分析センター及び交通部交通捜査課に研究員を置く。(い)

(任務)

第3条 鑑定官及び研究員は、次に掲げる任務に従事するものとする。(い)

(1) 鑑定官

指紋又は足跡に関する鑑定、鑑定書等の作成及びこれらに関する鑑定技術の研究

(2) 研究員

写真、法医、物理、文書、心理、化学、薬物、情報機器、画像又は交通事故解析に関する鑑定・検査及び鑑定書等の作成並びにこれらに関する科学技術及び鑑定技術の研究

(推薦手続)

第4条 鑑識課長、科学捜査研究所長、捜査支援分析センター所長及び交通捜査課長(以下「所属長」という。)は、所属職員の中から鑑定業務に従事する者として指定するにふさわしいものを選考し、刑事部長又は交通部長を経由して推薦するものとする。

(い)

(指定及び解除)

第5条 鑑定業務に従事する者の指定は、別記様式の「指定書」を交付して行う。

2 所属長は、指定を解除すべき事由があると認めた場合は、刑事部長又は交通部長に

対して報告するものとする。

- 3 刑事部長又は交通部長は、前項の報告の内容を審査検討した上、指定の解除を決定し、所属長に通知するものとする。

(細部事項)

第6条 この規程を実施するために必要な細部事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。